一五　シハヌーク州病院整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

一六　国道一号線改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

一七　アンコール・ワット西参道修復機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

一八　国道十六B号線セコン橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

一九　地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

二〇　食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四

二一　食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　二

二二　食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　二

二三　円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　二

二四　国際連合工業開発機関工業投資促進事務所のための拠出に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件　二一　三

二五　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　三

二六　サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　三

二七　ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　二一　三

二八　障害者の権利に関する条約の日本国による批准に関する件　二一　三

二九　円借款の供与に関する日本国政府とカーボヴェルデ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

三〇　返納を命じた旅券を無効とする件　二七　二

三一　紛失の届出により失効した旅券の告示　二七　16　一

三二　航空業務に関する日本国とエティオピア連邦民主共和国との間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換に関する件　二九　三

三三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の日本国による受諾に関する件　二九　18　三〇

三四　投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の効力発生に関する件　二九　18　三〇

三五　円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　四

〇財　務　省

一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　六　1　一

二―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　5　一六

一一九―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　5　二二

一二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　5　二三

一三―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　5　二四

一八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　5　二七

一九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　5　二七

二〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　5　二八

二一　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法の一部を改正する件　一七　9　六九

二三　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　二四　三

二四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　15　一八

二五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二八　二

二六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの輸入数量を告示する件　三一　五

二七　平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三一　六

二八　平成二十五年度の初日から平成二十五年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　六